

日理協25第532号

2026年1月20日

都道府県理学療法士会

会 長

職能・政策・広報担当者 各位

公益社団法人日本理学療法士協会

会 長 齊藤 秀之

政策企画・職能推進担当 佐々木嘉光

広報企画担当 長谷川大悟

現場理学療法士の賃上げに確実につなげるための対応について（お願い）

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素より本会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和7年度補正予算（2025年12月16日閣議決定）において、医療・介護等の賃上げ・物価高騰対策として打ち出された【医療・介護等支援パッケージ】に約1.36兆円が盛り込まれました。本会の活動もあり、3療法士については、1人当たり6万円の賃上げを十分実現し得る規模の予算が確保されたと考えています。具体的には、理学療法士を含む医療・介護・障害福祉の従事者に対する賃上げ施策として、医療従事者はプラス3%、介護・障害福祉従事者は月額1万円の上乗せを目指した6か月分（令和7年12月～令和8年5月）の支援が実施されます。

この支援は、「療法士の処遇改善」・「人材確保・定着」・「現場のモチベーション向上」といった観点において、本会会員にとって非常に重要な措置・制度です。

一方で、本施策は医療・介護・福祉施設や事業所から都道府県に申請をしなければ、賃上げに係る給付金や補助金等の支給はされません。そこで、会員の賃上げに確実につなげるための対応につきまして、別紙をご確認のうえ、都道府県理学療法士会関係各位のご支援とお力添えを頂戴できますと幸いです。

お忙しい中、大変お手数をおかけしますが、本会の取り組みにつきまして引き続きご理解のうえ、ご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

## 会員の賃上げに確実につなげるための対応について

## 1. 日本理学療法士協会において実施

\* 情報が明らかになり次第、第2報、第3報と適宜ご連絡をさせていただき予定です

## 1) 施設代表者宛に賃上げに対する支援の申請について周知・お願い文書等を発出

1. 国の補正予算に基づく療法士の賃上げに対する支援の申請について（周知・お願い）【第1弾】

[https://www.japanpt.or.jp/privilege/politics/asset/pdf/chinage\\_onegai\\_01\\_20260120.pdf](https://www.japanpt.or.jp/privilege/politics/asset/pdf/chinage_onegai_01_20260120.pdf)

2. 経営層説明用文案【医療】

[https://www.japanpt.or.jp/privilege/politics/asset/file/setsumei\\_iryuu\\_20260120.docx](https://www.japanpt.or.jp/privilege/politics/asset/file/setsumei_iryuu_20260120.docx)

経営層説明用文案【介護】

[https://www.japanpt.or.jp/privilege/politics/asset/file/setsumei\\_kaigo\\_20260120.docx](https://www.japanpt.or.jp/privilege/politics/asset/file/setsumei_kaigo_20260120.docx)

経営層説明用文案【福祉】

[https://www.japanpt.or.jp/privilege/politics/asset/file/setsumei\\_fukushi\\_20260120.docx](https://www.japanpt.or.jp/privilege/politics/asset/file/setsumei_fukushi_20260120.docx)

## 2) 協会ホームページへの関連情報の掲載

<https://www.japanpt.or.jp/pt/function/insurance/>

## 2. 都道府県理学療法士会において実施（ご提案）

理学療法士職員が賃上げ対象に含まれるよう、経営層等に積極的な働きかけを行うことを、以下のような都道府県士会事業を通じて、会員への周知と対応強化をすることについて、ご検討いただけますと幸いです。

※ 補正予算の対応のみならず、令和8年度診療報酬改定対策強化推進部会、令和8年度診療報酬改定および介護報酬・障害福祉サービス等報酬の期中改定においても同様の申請対応が必要であることを想定した短期的・中長期的な対応を想定しています

## 【会長・役員による周知の例】

- 三役等による施設事業所等の訪問による周知

\*特に所属する全員が非会員の病院・施設等、または管理者が非会員の病院・施設等

## 【職能事業等を通じた周知の例】

- 管理者ネットワーク
- 施設管理者が集まる場
- 研修事業

- その他都道府県士会事業 など

【広報等による周知の例】

- 都道府県士会ホームページへの掲載
- 会報誌への掲載
- メール配信や、SNSの配信 など

以上